

## 内子自治センター施設利用申込書

日 時	令和 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分														
使用する部屋															
使用人数	人 (一度に入館する最大人数 人)														
駐車台数	台	大型車両の 駐車の有無	あり ・ なし												
目的・内容															
冷暖房の使用	あり ・ なし	社会教育関係団体 登録の有無	あり ・ なし												
<p>内子自治センター館長 様</p> <p>上記のとおり、内子自治センター施設の使用について申込みいたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">申請日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申請者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> </table>				申請日	令和 年 月 日	住所		団体名		代表者氏名		申請者氏名		連絡先	
申請日	令和 年 月 日														
住所															
団体名															
代表者氏名															
申請者氏名															
連絡先															

以下、職員記入欄

使用料	_____ 円 ( 冷暖房加算 有・無 / 町外加算 有・無 )						
<p>上記申込みについて許可する。</p> <p>なお、使用にあたっては内子町立公民館利用条例及び内子町立公民館管理規則を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">内子自治センター館長 _____ 印</p>							
決 裁	館 長	係 長	係				
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">受付日</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td style="text-align: center;">( / )</td> </tr> </table>	受付日	/	通知日	( / )
受付日	/						
通知日	( / )						

◎内子町立公民館利用条例【抜粋】

- (利用の許可)
- 第1条 内子町立公民館(以下「公民館」という。)は、この条例の定めるところによって一般の利用を許可する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しない。
- (1) 危険物を使用する催しで災害発生のおそれがあると認められるとき。
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
  - (3) 管理上支障があると認められたとき。
  - (4) 暴力的行為等をなすもの、また、そのおそれのあるものの利益となると認めるとき。
- 2 管理上必要があると認められたときは、内子町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は利用許可に条件を付けることができる。
- 第3条 公民館の使用料は、別表第1から別表第4までに掲げる区分により徴収する。ただし、次の場合は、この限りでない。
- (1) 公共団体又は社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育団体が利用する場合
  - (2) 公共のための集会に利用する場合
  - (3) その他教育委員会において特に必要と認められた場合
- 第4条 使用料は、利用する以前に内子町会計管理者に納めなければならない。
- (利用の取消し等)
- 第5条 公民館又は教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において利用を取り消し、又は変更を求めることができる。
- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 建物又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 利用者がこの条例に違反したとき。
  - (4) 利用目的を無断で変更したとき。
  - (5) 利用許可の後において第1条ただし書に掲げる事項に該当することが明らかになったとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し又は許可の条件の変更によって、利用者に損害を生じても、教育委員会は、その責めを負わない。

(遵守事項)

第6条 利用者は、その期間中館内において公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をなし、又は他人にさせないことはもちろん、建物内附属品の管理その他一般取締りの責めに任じなければならない。

(利用時間)

第7条 公民館の利用は、毎日午前9時から午後10時までとする。ただし、特に必要と認められたときは、これを延長することができる。

第9条 利用者は、あらかじめ火災予防、危害損傷防止の処置を講じ、利用後は確実に消火を確かめ、清掃及び整頓をしなければならない。

(館長等の立会い)

第10条 館長又は館長の指示を受けた職員は、公民館利用について、内容その他につき随時立会いすることができる。

(損害賠償)

第11条 利用者が施設設備をき損し、又は滅失したときは、その補修又は修繕に要する経費を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の額は、教育委員会が定める。

別表第1(第3条関係)【抜粋】

使用室	時間区分	普通の場合	宴会の場合	使用室	時間区分	普通の場合	宴会の場合
小会議室	昼間	1,010	1,520	多目的ホール	昼間	3,150	5,290
	夜間	1,520	2,130		夜間	4,170	6,310
	昼夜間	2,130	2,640		昼夜間	5,290	7,330
調理実習室	昼間	1,010	1,520	大会議室	昼間	2,130	宴会使用不可
	夜間	1,520	2,130		夜間	3,150	
	昼夜間	2,130	2,640		昼夜間	4,170	
和室	昼間	2,130	4,170	中会議室	昼間	1,010	宴会使用不可
	夜間	3,150	5,290		夜間	1,520	
	昼夜間	4,170	6,310		昼夜間	2,130	
レッスン室	昼間	2,130	宴会使用不可	工芸室	昼間	1,010	宴会使用不可
	夜間	3,150			夜間	1,520	
	昼夜間	4,170			昼夜間	2,130	

料金加算 ①空調設備(冷房・暖房)を使用する場合には、50%相当額を加算する。  
 ②町外利用者は、50%相当額を加算する。